

## 大阪市規則第59号

大阪市非常勤職員公務災害等補償条例施行規則の一部を改正する規則

大阪市非常勤職員公務災害等補償条例施行規則（昭和43年大阪市規則第16号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(休業補償を行わない場合)</p> <p>第5条の2 条例第7条ただし書の市規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>〔1〕 略</p> <p>〔2〕 少年法第24条の規定による保護処分として少年院若しくは児童自立支援施設に送致され、収容されている場合、同法第64条の規定による保護処分として少年院に送致され、収容されている<u>場合又は同法第66条の規定による決定により少年院に収容されている場合</u></p>	<p>(休業補償を行わない場合)</p> <p>第5条の2 〔同左〕</p> <p>〔1〕 同左</p> <p>〔2〕 少年法第24条の規定による保護処分として少年院若しくは児童自立支援施設に送致され、収容されている場合、同法第64条の規定による保護処分として少年院に送致され、収容されている<u>場合、同法第66条の規定による決定により少年院に収容されている場合又は売春防止法（昭和31年法律第118号）第17条の規定による補導処分として婦人補導院に収容されている場合</u></p>
<p>備考 表中の〔 〕の記載は注記である。</p>	

### 附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。